

放送大学教育振興基金管理運用規程

平成20年6月24日

放送大学学園規程第1号

改正 平成21年4月7日、令和3年5月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園に置かれる放送大学教育振興基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し必要な事項を定める。

(基金の目的)

第2条 基金は、寄附金を運用し、その運用益を放送大学（以下「本学」という。）における教育研究用設備の整備充実及び維持並びに教育研究に資する経費に充てることにより、本学の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために本学において行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教育研究及び教職員の国際交流を奨励する事業
- 二 教育研究用設備の整備充実のための事業
- 三 育英奨学のための事業
- 四 教育研究を拡充するための事業
- 五 教育環境を整備充実するための事業
- 六 同窓会活動の振興のための事業
- 七 その他基金の目的達成に必要な事業

2 事業の実施に関する事項は、教授会の議を経て常勤理事会において決定する。

(管理及び運用)

第4条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、放送大学学園寄附行為（平成15年文部科学大臣認可）、放送大学学園会計規則（平成15年放送大学学園規則第12号）、放送大学学園会計規程（平成15年放送大学学園規程第21号）、放送大学学園寄附金等受入規程（平成17年放送大学学園規程第4号）及び放送大学学園余裕金運用規程（平成18年放送大学学園規程第1号）により管理運用するものとする。

(事務)

第5条 基金に関する事務のうち、会計に関する事項は財務部において、会計以外に関する事項は総務部において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年4月7日）

この規程は、平成21年4月7日から施行する。

附 則（令和3年5月18日）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。